

○議長 小田 武人君

3 番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

それでは 5 番、刀根正幸でございます。5 番目ってことで、大変お疲れのことだと思いますので、ある程度簡略化したところですね、進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは通告書に基づきまして、一般質問を行います。

まず第 1 点目でございますが、平成 27 年度施政方針、今回、町長のほうが述べられたわけですが、その中から質問をさせていただきます。まず第 1 点、町長が掲げる 10 点のマニフェストと後期基本計画さらには、地方創生本部が作成する「芦屋町まち・ひと・しごと総合戦略」の違いについて御説明お願いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず言葉の意味合い、それから法的根拠等についてお話したいと思います。

マニフェストについては、一般的には選挙において政党や首長、議員の皆さんなどの候補者が、有権者に政策本位の判断を促すことを目的に、当選後に実行する政策をあらかじめ約束し、それを明確に知らせるための声明書という意味合いで使われています。一言で言えば、選挙公約という言葉がふさわしいかと思います。

次に後期基本計画ですが、これは 10 年間の総合振興計画の前期と後期の 5 年間ずつの計画のうち後半部分の基本計画となり、基本構想の施策の大綱に基づき、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものであります。現在の第 5 次芦屋町総合振興計画は、平成 23 年度に将来像「魅力を活かし、みんなでつくる元気なあしや」の実現に向けて策定したもので、今年度は前期基本計画の最終年度となっております。

法的根拠につきましては、昭和 44 年に地方自治法で「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うこと」という内容が規定され、市町村の総合振興計画策定が義務づけられました。平成 23 年には計画行政による運営が定着したことにより、法的な義務づけは撤廃されましたが、むしろ自治体が独自の計画を立て、自治体経営をしていくという考え方が基本になってきていて、行政評価・施策評価といった進行管理との連動性がポイントになってきております。

総合振興計画は町の最上位計画に位置づけされ、まちづくりを円滑に進めるための長期的展望を踏まえた計画であり、他のいろんな計画への展開や予算措置のよりどころになる計画でもあります。

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

最後に「まち・ひと・しごと総合戦略」についてですが、平成 26 年 11 月 28 日に国の「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。第 1 条の目的では「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏の人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」という内容になっています。

言葉の定義としましては、まず「まち」ですが、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成ということです。「ひと」とは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保のことを言います。「しごと」とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出となっております。

第 2 条では七つの基本理念が、また、第 10 条では市町村の総合戦略策定の義務づけが規定されています。現在、国の 26 年度補正予算に伴い、地域消費喚起・生活支援型としてプレミアム商品券発行事業や地方創生先行型として、出産祝い金事業などに取り組んでいますが、国の 4 つの基本目標である「地方における安定した雇用を創出する」、2 点目が「地方への新しい人の流れをつくる」、3 点目が「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4 点目が「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」。これら目標を実現するため、今後 5 年間の計画を策定する必要があります。

このように法的根拠や目的、目標などの違いはありますが、わかりやすく説明すると後期基本計画は町の最上位計画です。「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定は、後期基本計画と同時期になるため、当然、そのすり合わせは行いますが、ただ総合戦略はその目標が先ほど話した内容のとおり、基本目標に特化しているため、役場内のプロジェクトや推進委員会の委員さんも後期基本計画の体制とはおのずと違ってきます。また、国からの情報支援、財政支援、人的支援という三つの支援があることも、大きな違いで、全て総合戦略を策定することが条件となっております。

また、マニフェストについては、後期基本計画において、実施計画に取り入れられるものがあれば取り入れますし、総合戦略に組み入れられるものがありましたら、当然、組み入れ、国の財源を確保しながら戦略を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今、大体その違いっていうものがわかりました。今の後期基本計画、それから、まち・ひと・しごとの総合戦略っていいですか、創生本部がつくる仕事。そして、これらの仕事というのはど

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

この課で全部つくられるんですか。担当がばらけてくるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

事務局は、基本的には企画になります。企画がするっていうのは、基本的には企画は取りまとめですので、先ほど言いました総合振興計画は全課にまたがる場所ですから、やり方としては後期基本計画の中身はワークショップをしたり、いろんな情報収集した中で係長クラスのワーキングチームだとかですね、最終的には審議会にかけて議会報告をしてパブリックコメントという流れになります。事務局は、基本的には企画で間違いありませんけど、そのその分野でいろんな課、係が中心になっていくということです。

まち・ひと・しごとに関して言いますと、先ほど言いましたように、要は若い世代の結婚出産だとか、仕事をつくるだとかということなんですね、どうしても地域づくり課、農業関係、漁業関係、商工業関係、それと若い世代のソフト事業の展開、そういうところの課、係が中心になるかと思っております。

マニフェストは先ほど言いましたように、そこに当てはまれば後期基本計画にものつけられるのはのつけていきますし、まち・ひと・しごとのような内容に特化するものは、そこで当然すり合わせをしながら上げていくということで、いずれにしましても後期基本計画が最上位計画でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今のお話の中でいわゆる、ある意味、後期基本計画を特化した内容、それが地方創生本部がつくるものだという認識で大体間違っていないでしょうか。いいですね。

それでは、2 点目に移らせていただきます。上記の内容に加え、生涯学習推進本部や行政改革推進委員会、さらには福祉計画策定委員会など数多くの基本計画をつくっていくというものがあるんですけども、住民の方々にとってみるといろんな形が広報に載り、なかなか理解しづらくなっていくんじゃないかなと。だったらよりわかりやすく、今、説明があった内容のところ、後期基本計画がこうなりましたと、特化したものはこうですと、さらに各分野に分けたものがこうですと、ある程度、幹を一本にまとめて、そしてやっていく必要があるんじゃないかなと考えております。といいますのがですね、私なりに感じているところっていうところで、行政そのものっていうのは、どうしても縦割り社会というのかな、職場的に縦割りになっています。そうす

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

ると進んでいく方向が一本っていうんですかね。一本に全部つながっていく、そういった形で初めていろんな形に効果が出てくるんじゃないかなというふうなところでございます。

つきましては、そういったところがよりわかりやすく、住民に理解され、そしてこれが私自身が、実はこの創生事業そのものが町を左右するだけの形になり得ると。これ非常に大切な内容だからこれをもとにある意味、芦屋町に元気が出ていうふうな思いが強いものですから、あえてこれを一般質問の中で出しているわけです。ところが、例えば元気にするっていう形の元気っていうものが何の元気なのか、極端な話、住民の子育てを中心に芦屋町はやっていきますよ。それとも、高齢化社会に対応した形でこの 5 カ年を特化していきますよ。そういった一つの方向性によって、全然やり方が変わってくると思うんで、その辺の考えをちょっとお尋ねしたいんですが。なかなか言いづらいですかね。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今の 2 番の要旨ではなく、1 番の続きということなんですか。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

いえいえ、2 番のところに入れておりますけども、要はある程度いろんな推進本部とか基本構想のプロジェクトとかそんなができるやつをある程度まとめて、そしてそれがすり合わせができるような体制づくりが必要じゃないだろうかという意味合いで言っております。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

とりあえず、すみません要旨の回答ということですね、生涯推進本部、行革関係を言われておりますので、そのあたりのちょっと説明をまずしたいと思います。

まず生涯学習推進本部ですが、平成 21 年 3 月に芦屋町生涯学習基本構想を策定し、生涯学習社会の実現に向けて各種事業を推進しております。生涯学習はその分野が多岐にわたるため、関係課間の連絡・調整・協力など行政内部の総合的調整、さらには住民ニーズを施策に反映していくことができる推進体制の整備が必要となります。そのため、基本構想に基づく推進計画を具体的かつ総合的に推進していくために、町長を本部長とする生涯学習推進本部を設置し、個別の事務事業についての行動計画を決定するなど各種施策を推進しています。また、内部の連絡調整では、生涯学習に特に関連の深い係長職によるワーキングチームを設置しているほか、施策の企

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

画・立案・実施においても、アンケート調査の実施、住民や関係団体の意見・要望を反映するため、社会教育委員会での審議を経ております。

続きまして、行政改革推進委員会なんですが、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現のため、芦屋町の行政改革の推進に関する重要事項を調査する組織として、昭和 60 年の第 1 次行政改革以来、運営をされております。委員会は現在 10 人で、各種団体のほか、一般公募 2 名の体制で、第 4 次芦屋町行政大綱に基づく集中改革プランの進行管理などを行っております。

最後に、地域福祉計画の策定委員会ですが、同計画の目的は地域の様々な問題・課題を明らかにし、地域住民・福祉サービス事業所・行政などが一体となって問題・課題の解決に取り組み、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための理念と仕組みを定めるためのものがございます。策定担当者会議は、役場内の課・係担当者と社会福祉協議会担当者の組織でありまして、策定に関する調査等の検討、策定担当者会議と地域福祉計画推進委員会の構成メンバーで組織する分科会での検討成果、そういうものを計画素案として取りまとめ、推進委員会に報告するというものがございます。地域福祉計画推進委員会は、福祉関係者 3 人、学識経験者 4 人、住民代表 8 人うち公募 2 人の 15 人での構成で、分科会で抽出された現状や課題の整理、解決に向けての方策案、それを地域において推進していくための役割分担など、協議の場として機能しているものです。

これらを例えば一本化して取り組めば、経費削減になるのではないかと、またわかりやすいのではないかとのお話でしたが、今説明したとおり法的なものを含め、目的が違ふことが最大のポイントになると考えています。多様な住民ニーズに対応するためには、専門的な知識のみならず、現場の目線、さらにそれを実施する推進力など、各個別計画で細部にわたって計画内容を充実しなくてはなりません。実際問題、いろんな計画づくりでは、福祉に教育や医療、公共施設等の機能まで複雑に絡み合っているのが事実です。問題は縦割り行政の弊害とならないよう、横の連絡を十分とって、実施に当たって、より合理的にできないかという視点を、各計画の進行管理の中で、また町全体の各種計画とすり合わせながら検討していかなくてはならないと考えております。なお、国の法律に基づく計画策定の義務化や国の補助金等、財源を確保するために必要となる町営住宅や橋梁など、公共施設ごとの長寿命化計画などは、個別に対応しなければならないものですので、今後も国・県の動向を見ながら、芦屋町の現状や将来の方向性を見据えながら策定することが必要と考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

今お聞きしながら、ちょっとまだよくわからないんですが、今年度につくっていかねければならない内容っていうのが、生涯学習の計画、それから地方創生の計画、後期基本計画、それから行政改革推進の内容も今年度ですよ。それ全部企画のみで事務をとりながらっていったら、結構大変じゃないかなと。だからある程度一つのところになって、これは特化した分だからこの内容についてはそこに持っていくとか、そういった何か合理的なものの考え方ができんものですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほどの説明が十分にできていなくて申しわけありません。

先ほど言いましたように、後期基本計画とまち・ひと・しごとですね。この事務局は企画ですが、各個別事業になりますので、それについては各所管でワーキングチームをつくりますが、案を練って、たたいてもらって、最終的には実施計画で全部ヒアリングするというので、そこでいけば企画がすべてチェックをするということですね。

先ほど言いました生涯学習推進本部は生涯学習課が所管ですので、当然、その毎年の事業推進結果、それから翌年度に対する目標、このあたりは本部に報告があって、チェックをして、来年度じゃあどうするのかというところはチェックされますが、内容的には生涯学習課が中心となって各課にそういう生涯学習分野の計画をすべてチェックして報告するというので、事務局は生涯学習課になるということです。

行革はうちの総合政策係が事務局になってやります。これも集中改革プランに基づいて各課集中改革プランを上げております。44項目上げております。このチェックはうちがヒアリングの中でやるということで、事務局は企画で間違いありません。

それと福祉計画の関係ですけど、これ以外にも高齢者の分、児童それから障害者の関係。こういう計画は基本的には福祉課、健康・こども課が所管してますので、それについて企画が一応調整するという立場で中に入りますけど、基本的にはこういうのは特定の方々への関係が多いですので、やっぱり現場の声、それからそういう現場の目線ということで専門の課が特に多く入ってやっているところなんで、ここについては企画は事務局の中に入って、どうのこうのというのは一切ありません。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

ある意味、仕事をやっていく中で、例えば感じるころはね。一つの所管が変わっていくこと

によって、その所管の狙いがいわゆる、私はある意味、生涯学習っていうものも一つのまちづくり、いわゆる生きがい学習だけじゃないというふうに考えているものですから。そうするとそれも企画に全部すり合わせしながら、今、生涯学習の部分につきましても、いろんな形で職員の皆さん本当に力いっぱい頑張っていらっしゃるといのは理解できます。だけど、もっと効率的にやっていく必要があるのか。ある程度時間をつくってやること、時間がゆとりがね、また新たな例えば雇用の問題とかそういったものに力を振り向けられる。発想の転換とかね。そういったものにできるんじゃないかなと。特に創生事業っていうものは、芦屋自身に特化した内容になっていくという格好になると、いろんな関係団体等含めてそういったものを協議する格好になると思うので、いいものができることを期待していますけども、その辺がいわゆる方針っていいですかね。方針だけがきちとあって、その手段っていうものがこれは各課にまたがっていくっていう形になっていくことが望ましいのかなというところで、私自身が出した次第です。この内容につきましては、今後やっぱり特化していく。最終的には芦屋町に元気をいかに引っ張り出していくのかというところが目標でしょうから、それに向けて今後頑張っていたきたいなというふうに思います。

続きまして、2点目の公園等の管理についてということでございます。公園等施設の有効利用を図るため、その管理は適切に行われなくてはならないけれども、現状を見ると適切な管理が行われていないように感じます。そこで、次の施設についてどのように管理し、住民の有効利用がなされているかについてお尋ねさせていただきます。第1点目が城山公園、2点目が夏井ヶ浜はまゆう公園、3点目がみどりの広場というふうに上げさせていただいております。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

アの城山公園とイの夏井ヶ浜公園につきまして、管理しています地域づくり課のほうでお答えさせていただきます。

まず、アの城山公園につきましては、毎年、樹木管理業務委託を造園業者と契約を行って管理しております。業務内容は、高中低木の剪定、公園内の除草を年4回、清掃を年6回、消毒を年1回となっています。整備関係としましては、城山公園園路の老朽化に伴い、園路の改修及び転落防止柵の改修等を昨年度実施いたしました。また、崩落の危険性のある城山公園唐戸側急傾斜地を調査し、今後ののり面対策の実施の有無を決定します。なお、現在崩落の危険性がないことが判明していますが、のり面の下部で一部岩盤がむき出しになっている所は対策工事を実施していく予定です。住民の利用についてですが、桜の開花時にお花見の名所として地域住民から親しまれています。

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

続きまして、イの夏井ヶ浜はまゆう公園につきましては、社会福祉協議会の高齢者活用事業で公園内の草刈りと清掃をお願いしています。草刈りについては年 4 回、清掃については 5 月から 10 月の間は毎週 1 回、11 月から 4 月の間は隔週 1 回の火曜日に実施しています。今後の整備方針として、夏井ヶ浜地域一体を一つのゾーンとして位置づけ、当該敷地から整備範囲を拡大し、本地域を観光拠点とし、観光客誘致に努めています。今議会で補正予算として計上している、はまゆう公園周辺整備工事もその一環です。住民の利用についてですが、夏井ヶ浜地区は、はまゆう自生地や響灘に面した海岸線など美しい自然に恵まれた景勝地として、平日でも多くの観光客が訪れています。また、地域住民のウォーキングコースとしても親しまれております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

生涯学習課からはウのみどりの広場の管理及び利用状況についてお答えいたします。

みどりの広場は総合運動公園内において、中央グラウンド横のエリアと総合体育館横のエリアの二つのエリアがございます。広場の管理につきましては、総合運動公園内の一施設として業者委託による樹木管理及び町民体育祭前の除草、草刈りを実施し、そのほかの時期につきましては体育館職員が随時巡回を行い、二、三カ月に一度程度を目安に、適時草刈りを実施するなど、頻度に留意して広場の環境整備に努めております。

利用状況につきましては、平成 21 年度まで双方 7 月、8 月の期間限定でキャンプ場として運営しておりましたが、これを見直し、22 年度からは宿泊敷地としての利用を廃止しています。現在、中央グラウンド横の旧キャンプ場エリアにつきましては、福岡県植樹祭の際に植えられた桜などもあり、通常、閉鎖はせず、通年で散策や休憩、軽スポーツなどに利用できるようにしております。また、町民体育祭や大規模スポーツ事業等が行われる際の臨時駐車場としての利用も行っております。一方、総合体育館横のエリアにつきましては、炊事棟がございます。現在では、年末年始を除きまして、通年で日中にバーベキューなどができるよう利用していただいております。また、25 年度には土俵を移設し、相撲教室や少年少女相撲大会の会場にもなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今一つのこれはある面です、例示っていう格好で三つの施設を挙げさせていただきました。

平成 27 年第 2 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

やはり芦屋町っていうものは自然を生かしたところですね、ゆっくりできる公園っていうのが各所にございます。ところが今、城山のところの中でもですね、かなりの、いわゆる年 4 回、それから、草刈り等をやっている。そして、花見シーズンにもお客さんが来ていますよといったところですけども、住民のほうから見た時にはですね、「昔は、開花時期には夜桜を見物しながら本当に楽しめた公園だったんだけど、今とてもじゃないけどそういった対応もあってないしね。」といったところで、これ実は以前にもですね、出したことがあります。話をね。

やっぱりせっかくある、山鹿兵藤時秀遠という遺跡のある立派な歴史資産ですから、それを公園として、そして、住民の方がゆっくりと楽しめるようなそういったところですね。やはり、業者っていうのもありますけども、ある意味、高齢者を活用した格好でやることによって、住民も楽しめる、雇用の場も創出されるといった形になろうかと思います。あわせてみどりの広場、これは昭和 63 年度に青少年健全育成施設といったところでわざわざつくられた施設です。当時は、やっぱり、キャンプとか体験学習の場としてやっていたものが、いつの間にか庭木が裏にずっと来て、そしてある意味、草が伸び放題ということで、時期、時期のところ草刈りをされているっていうふうなところだと思いますけども。これも以前にですね、例えばポケットパークみたいにして、グラウンドゴルフっていうのがかなり浸透しているから、それに限る必要はないんですが、別の方向性でやることによって利用価値も生まれ、そして住民から見たところですね、憩いの場が変わって行くんじゃないかというところで、一応例示したところですよ。やはり、管理そのものっていうところの部分では、そう変わってないみたいだしっていうところで、今回予算のところは後で来たものですね、例示として出した、いわゆる夏井ヶ浜周辺については、釜の里を整備し、きちんとやっていくんだという意思が確認できました。

やはり、せっかくある資産っていうのは有効活用して、そして住民の方が楽しめる、特に高齢社会っていう格好であれば、そういった場所っていうのは散歩道として最高の場所だと思います。他町にはない歴史遺産を持ち、風光明媚な場所をですね、公園として選んでいるわけですから、そういったものの有効活用できるような管理っていう面をですね、その他のいわゆる公園も含めてやっていただくことによって、より何でしょうかね、芦屋町っていうのが、魅力を生かすといった形になってくるんじゃないかなというふうに思いますので。

最後になりますけども、いかがでしょう町長、そういった一つですね、住民皆さんが今ある施設っていうものの管理をきちんとやって、楽しめる場所としていくための独創的な一つの考え方っていうものをですね、考えられてみたらいかがかなと思うんですが。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

独創的な公園づくり、ちょっと私自身では思いつかないんですが。城山公園につきましてはですね、確かに刀根議員とあまり歳が変わらないんで、昔は夜桜っていうんですかね、電気をともして、皆さんがあそこに夜桜を見に行かれていました。しかし、これは時代の要請というか、何て言うのかな、花見に酒、ビールそういうのがつきもので、昔は酒屋さんが上まで持って行ったりしていましたよね。今そういう酒屋さんいないと。それよりも、上がって見るよりも今、平地に桜があるところに、きつい思いせんでいいというような形で、ほとんど花見は平地のほうに移って来ているというのが現状ではないかと思うんですよね。ただ言われたように歴史ある資産ですので、それなりの、やはり城山についてはやらなくてはいけないかなと感じておるわけでございます。それについてどういうふうにするかというのは、今後の課題ではないかと思っております。夏井ヶ浜公園につきましては今言ったとおり進捗中でございますので、せっかく山田さんからいただいた町民のために使ってくれということで、山田さんにも随時担当が報告に行って、非常に期待されておるわけでありまして、みずから、自分が椿が好きだから、椿をぜひ寄贈したいという思いを述べられておるわけでありまして。

それからもう一つ、みどりの広場でございますが、これは今から総合体育館の老朽化の問題で、それから病院の移転建てかえ問題も含めてですね、総合的にやらないとそこだけやって計画がやはり一体感を持たないといけないなと思っております。

公園については、やはり皆さんが本当に憩いの場と癒しの場となるような形で、公園整備しなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

本当にですね、前向きに考えておらっしゃるということであれですが、私も今回のところで創生事業っていうものがですね、力を入れて、そしてこれからの芦屋町をどう特化していくんだといったところで期待しておりますので、ぜひ力いっぱい頑張って、そして力のある芦屋町っていう格好に、再生に向けて頑張っていただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。